

本庄市遺跡調査会報告 第3集

埼玉県本庄市

本庄86号遺跡発掘調査報告書

本庄市遺跡調査会

本庄市遺跡調査会報告 第3集

埼玉県本庄市

本庄86号遺跡発掘調査報告書

本庄市遺跡調査会

序

本庄市を中心とする児玉地方は古代から武蔵における生産・流通の一拠点として繁栄し、開発の歴史も極めて古く、埋蔵文化財包蔵地は本庄台地を中心として非常に濃密な分布を見せております。

一方、近年における諸開発の波は大規模かつ急速なものがあり、埋蔵文化財保護の立場からの調整はいよいよ困難なものとなりつつあります。

当市におきましても埋蔵文化財の保護には以前から努力を重ねて参ったところでありますが、今回のような調査会組織による発掘も民間の開発行為に対して、文化財保護の立場からその責任の一端を果たそうとするものであります。

およそ文化財は、わが国の長い歴史の中で守り伝えられて来た貴重な民族の財産であり、わが国の社会や歴史、文化や伝統を正しく理解する上で欠くことのできない存在であって、豊かな文化的環境の確立と未来の文化的発展の礎をなすものであるとすることができます。変化の激しい現代において、文化財保護行政は、社会の変化と時代の要請を明瞭に見定めて策定され、運営されなければならない、文化財の保護と活用にはなお一層の努力が払われる必要があると申せましょう。

最後に、日ごろ御指導を賜っている埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課の皆様をはじめ、調査に際し格別の御理解と御協力をいただいた八木武次郎氏、直接調査の労に当たられた作業員の諸氏に心から御礼申し上げます。

平成6年3月1日

本庄市遺跡調査会

会長 塩原 暁

例 言

1. 本報告書は埼玉県本庄市栄3-392-1、393-1に位置する本庄86号遺跡の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は埼玉県本庄市大字西富田401-1番地矢木武次郎氏の貸店舗建設に伴い、本庄市遺跡調査会が同氏の委託を受けて実施したものである。
3. 発掘調査は開発予定範囲のうち、店舗建設にかかる約410㎡を対象として実施した。
4. 発掘調査は本庄市遺跡調査会主任調査員柳田敏司の指導のもと、同調査担当者太田博之が担当した。
5. 発掘調査は平成4年6月1日から平成4年6月29日にかけて、整理作業は平成4年7月1日から平成6年2月25日にかけて実施した。
6. 基準点、水準点の設置は昭和測量株式会社に委託して行い、実測図の作成は平面図、断面図、遺物出土状況図とも手作業で行った。
7. 発掘調査における写真撮影は太田が行った。
8. 調査記録・出土遺物の整理、図版の作成は太田が行った。
9. 本書の執筆・編集は太田が行い、柳田敏司が監修した。
10. 本書に掲載した遺構実測図、出土遺物、写真は本庄市教育委員会において保管している。
11. 文化庁長官に提出した「埋蔵文化財発掘調査通知」および文化庁受理番号は以下のとおりである。
遺跡名 本庄86号遺跡 所在地 本庄市栄3-392-1、393-1 面積約410㎡
調査会届出番号 平成4年5月28日付け本遺発第2号
文化庁受理番号 平成4年12月18日付け委保第5の1123号
12. 本書に掲載の実測図及び観察は以下の凡例による。
 - 1) 遺構の縮尺は次のとおりである。
住居跡平面図・土層図 1:60 住居跡カマド平面図・土層図 1:30
 - 2) 遺構全測図の北は座標北である。また、住居跡・土層の平面図はすべて上が北である。
 - 3) 遺構実測図の斜線スクリーントーンはローム層を表現している。
 - 4) 土層の色彩的な観察は標準土色帖（1988年版）によった。
13. 発掘調査から整理、報告書の刊行に至るまで、以下の方々から貴重な御助言、御指導、御協力を賜った。ご芳名を記し感謝申し上げます。（順不同・敬称略）
金子 彰男、 恋河内昭彦、 篠崎 潔、 鈴木 徳雄、 外尾 常人、 田村 誠、
徳山 寿樹、 鳥羽 政之、 長瀧 歳康、 平田 重之、 丸山 修、 丸山 陽一、
矢内 勲

14. 本庄86号遺跡発掘調査、整理調査及び報告書刊行にかかる本庄市遺跡調査会の組織は以下のとおりである。

平成4年度・平成5年度

会 長	塩 原 暁 (本庄市教育委員会教育長)
会長代理	金 井 善 一 (本庄市教育委員会事務局長)
理 事	柳 田 敏 司 (埼玉県県民部県史編さん室参与)
	後 藤 秀 雄 (本庄市文化財保護委員)
	石 橋 桂 一 (熊谷市立女子高等学校教諭)
	坂 上 英 夫 (本庄市教育委員会社会教育課課長)
	門 倉 正 峯 (本庄市総務部企画課長 平成4年度)
	五十嵐信弘 (同 平成5年度)
	川 端 勝 治 (本庄市都市整備部都市計画課課長)
	新 井 克 易 (本庄市都市整備部区画整理課課長)
	渡 辺 道 夫 (本庄市経済環境部農村総合整備課課長)
監 事	岡 芹 巖 (本庄市行政委員会事務局長)
	黒 沢 雅 志 (本庄市会計課課長 平成4年度)
	門 倉 正 峯 (同 平成5年度)

<事 務 局>

事務局長	坂 上 英 夫 (本庄市教育委員会社会教育課課長)
幹 事	吉 田 敬 一 (本庄市教育委員会社会教育課課長補佐)
	長谷川 勇 (本庄市教育委員会社会教育課文化財保護係係長)
	増 田 一 裕 (本庄市教育委員会社会教育課文化財保護係主任)
事 務 員	遠 藤 優 子 (本庄市教育委員会社会教育課文化財保護係主事補)

<調 査 団>

主任調査担当者	柳田敏司 (理 事 兼 務)
調査担当者	太田博之 (本庄市教育委員会社会教育課文化財保護係主事)
	佐藤好司 (本庄市教育委員会社会教育課文化財保護係主事)

目 次

序	本庄市遺跡調査会会長 塩原 暁
例言	
目次	
I 調査に至る経過	1
II 本庄市遺跡調査会設立の経緯	2
III 調査の方法と経過	
(1) 調査の方法	3
(2) 調査の経過	3
IV 調査の成果	
(1) 遺構の概要	4
(2) 住居跡	4
(3) 溝	15
(4) 土壌	15
(5) まとめ	16

挿 図 目 次

図 1 調査区全測図	5・6	図 5 4号住居跡カマド	13
図 2 1号住居跡図	7	図 6 5号住居跡、4号土壌	14
図 3 2・3号住居跡、1・2号土壌	9・10	図 7 6号住居跡	15
図 4 4号住居跡	11・12	図 8 3号土壌	16

図 版 目 次

図版 1	1. 発掘作業風景	図版 4	1. 5号住居跡完掘状況
	2. 1号住居跡完掘状況		2. 5号住居跡完掘状況
図版 2	1. 2号住居跡、1・2号土壌完掘状況	図版 5	1. 6号住居跡完掘状況
	2. 3号住居跡完掘状況		2. 2号溝完掘状況
図版 3	1. 4号住居跡床面遺物検出状況		
	2. 4号住居跡完掘状況		

I 調査に至る経過

平成4年2月21日、本庄市大字西富田410-3八木武次郎氏から、本庄市栄3丁目392-1及び393-1の土地1,193m²について貸店舗の建設に伴う開発計画があり、この土地にかかる『埋蔵文化財の取扱いについて』の協議書が本庄市教育委員会あて提出された。当教育委員会において埼玉県教育委員会発行の『本庄市遺跡分布地図』をもとに同地の埋蔵文化財の有無を調査したところ本庄86号遺跡(53-086)の範囲に含まれることが確認された。同地はまた昭和59年から平成元年にかけて本庄市教育委員会が6次にわたり調査をおこなった南大通線内遺跡調査区の北隣にあたり、遺構の存在する可能性が高いと判断された。

本庄市教育委員会では以上の状況をふまえ、4年2月24日付け本教社発第54号にて八木武次郎氏あて『埋蔵文化財の所在について』の回答を送付し、1、照会のあった土地については本庄86号遺跡の範囲内にあって現状保存が望ましいこと。2、やむを得ず現状変更を実施する場合は事前に記録保存のための発掘調査を実施すること。3、本回答後は関係機関との協議を徹底することの旨を伝達した。

その後、他に貸店舗建設の適地がなく、やむをえず記録保存のための発掘調査を前提として、遺跡の範囲の確認と発掘調査に必要な期間、予算の算出資料の収集を目的する試掘調査を実施することとなった。試掘調査は平成4年4月7日から4月23日までの期間で行われた。その結果、現地表から0.7~1.2mの深さで古墳時代から平安時代にかけての住居跡13軒が全域にわたって分布していることが明らかになり、遺物も土師器、須恵器片を中心に各所でまんべんなく検出された。

本庄市教育委員会ではこの試掘調査の結果について平成4年4月23日本教社発第100号にて八木武次郎氏あて伝達し、同地において開発行為を行う場合、店舗建設部分約400m²については事前に発掘調査による記録保存の措置が必要であり、今後とも協議を徹底するよう指導を行った。また、調査は民間事業に伴うものであるため、本庄市遺跡調査会が主体となって実施することとなった。

発掘調査のための手続きについては平成4年5月25日付けで八木武次郎氏から文化財保護法第57条の2第1項の規定による埋蔵文化財発掘の届出が、平成4年5月28日付け本遺発第2号にて本庄市遺跡調査会から文化財保護法第57条第1項の規程による届出がそれぞれ提出され、本庄市教育委員会ではこれを受けて同届出を平成4年5月28日付け本教社発第148号にて文化庁長官あて提出した。

これに対し、平成4年7月9日付け教文第3-121号にて埼玉県教育委員会から『周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について』の通知があった。また、平成4年12月18日付け委保第5の1123号にて文化庁から『埋蔵文化財の発掘について』の通知があった旨、平成5年1月12日付け教文第5-66号にて埼玉県教育委員会から本庄市教育委員会及び本庄市遺跡調査会あて通知があった。

現地での発掘調査は平成4年6月1日から平成4年6月29日までの期間に実施した。

(本庄市教育委員会)

II 本庄市遺跡調査会設立の経緯

昭和40年代の高度成長時代に伴い、全国的な発掘ブームがおこった。本庄市においても大規模な発掘調査がこのころから開始され、以降、文化財保護係の設置や諸文化財の保存施設の拡充を目標に歴史民俗資料館、埋蔵文化財センターを設置し今日に至っている。

当初は1名であった文化財保護係も現在では5名体制でその保存事業を鋭意実行しているが、この内、埋蔵文化財担当の専門職員の採用は、あくまでも公共事業にかかる保護措置並びに市内の文化財全般の保護に対応する目的があった。したがって、民間開発に対しては、周知の徹底並びに保護の指導と助言をその職務としていた。

昭和50～60年代に入ると公共事業はますます大規模、多様化していった。このような中で本来は市の文化財全般に対して業務を行うはずの文化財保護係の職務は、その大半が埋蔵文化財を中心に切り抜かなければならない状況となっていったのである。

特に平成元年度前後から列島の経済事情は、バブル経済の名で著しい開発の嵐が吹き荒れたのは記憶に新しい。本庄市においても交通網や市街地が整備されたことや、首都圏に近接することから、民間の諸開発行為が急増した時期である。

178か所の周知の遺跡を持つ本庄市にとって、当然のことながら急増する諸開発行為で埋蔵文化財が当該地にかかる率は高かった。こうした場合、発掘調査はやむを得ない措置であるが、最も問題となったのは、原因者負担による歳出入の方法や管理、公務員たる職員の民間営利に伴う事実上の出向調査体制をどのように位置づけるかであった。

平成年度にはいると、上記の危惧していたことが現実の問題点となった。すなわち、民間による大規模開発行為に対する事前の問い合わせが殺到したのである。このときに、市では回答並びに指導、助言を行ったが、埋蔵文化財の保存の目的を達成する上で、これに対処すべく実務的な体制づくりが必要にせまられた。

諸協議の結果は、原因者負担の原則をもとに民間より歳入を得て市が直営で行うことは問題を生じるので、諸市町村の凡例を参考に本庄市遺跡調査会を設立して稼働することとなった。実は、本庄市においてもそれ以前より遺跡調査会というものが存在していたが、これらは単発的にその都度結成し発展解消していたものであった。しかし、今回のようなケースは、今後ますます増加する可能性が当時は懸念されたため、長期的な保存事業にそぐう体制づくりが望まれた。確固たる規約、組織づくりは、市管理職、文化財保護に精通している識者の委嘱を行い、また、規約については市の条例に準じる内容とした。

こうして新たな本庄市遺跡調査会は平成3年4月1日に設立され、民間の営利目的に対する埋蔵文化財保存事業の窓口として稼働する運びとなった次第である。

(本庄市教育委員会)

III 調査の方法と経過

(1) 調査の方法

今回調査の対象としたのは開発申請地のうち店舗建設にかかる約410㎡である。当該部分には事前の試掘調査によって6軒の住居跡が検出されており、現地表から遺構確認面までは70～80cmを測ることが知られていた。また、中間には遺物包含層も認められなかった。このことから、表土の除去には重機を導入し、遺構確認、覆土の調査、遺物の検出は人力によって行った。記録については国土座標系により遺構1/20、遺物1/10で行ったほか写真を撮影した。

(2) 調査の経過

本庄86号遺跡の調査は平成4年6月1日から6月29日にかけて実施した。以下、日付をおって調査の経過を記すこととする。なおこの間、土・日曜日は休日とし、雨天の場合も作業を中止とした。

6月1日(月) 作業員に対し作業工程の説明と諸注意を与えた後、調査区の設定、樹木の移植、雑草を行う。終了後、重機を導入して表土の除去に入るとともに遺構確認作業を開始する。

6月2日(火) 前日に続き表土の除去、遺構確認作業を継続。夕方までに終了する。確認された遺構の件数は住居跡6、溝2、土壌4、攪乱他である。

6月3日(火)～6月5日(金) 1号～3号住居跡、溝、土壌の調査。

6月8日(月) 雨天のため作業中止。

6月9日(火)～6月11日(水) 4号住居跡の調査。覆土中に廃棄されたものと思われ多量の土師器を出土。カマド、貯蔵穴の存在を確認する。

6月11日(木) 雨天のため作業中止。

6月12日(金) 4号住居跡の調査を継続。床面、貯蔵穴から完形の土師器を検出。

6月15日(月) 雨天のため作業中止。

6月16日(火)～6月17日(水) 5号・6号住居跡の発掘調査。6号住居跡でカマド・貯蔵穴の存在を確認。カマド、床面から完形の土師器を検出する。

6月18日(木) 住居跡、溝、土壌の土層断面実測、土層注記、土層観察用ベルトの撤去を行う。

6月19日(金) 遺構完掘状況、遺物出土状況の写真撮影、4号・6号住居跡遺物出土状況の微細実測を行う。

6月22日(月) 4号・6号住居跡遺物出土の取り上げ作業。取り上げ後、完掘状況の写真撮影。

6月23日(火) 遺構実測用のメッシュを設定。実測作業を開始する。

6月24日(水) 雨天のため作業中止。

6月25日(木)～6月26日(金) 住居跡の遺構平面実測、レベリングを行う。

6月29日(月) 4号・6号住居跡カマド撤去後の掘り方の写真撮影、発掘区全景の写真撮影を行う。終了後、発掘機材を撤去しすべての作業を終了する。

IV 調査の成果

(1) 遺構の概要

今回の調査で検出された遺構は住居跡6軒、溝2条、土壇4基である。遺構確認面はローム層の上面で、南から北へ緩やかに傾斜している。住居跡、土壇は調査区の南側に集中しているが、住居跡には切り合い関係にあるものはない。所属時期は鬼高期4軒、不明2軒であり、南大通り線内遺跡での様相と同様である。土壇はいずれも所属時期が不明であるが、住居跡と切り合うものについては土層の観察から住居跡が年代的に先行する。溝は東西、南北方向に各1条が検出された。延長線上ではほぼ直交する関係にあるが、掘り方そのものは大きく異なる。住居跡、土壇との関連は判然としない。また、所属時期も不明である。

(2) 住居跡

1号住居跡

調査区東端にかかる位置にあり、西側3/5程度を検出した。西側の壁の上端は攪乱により一部が破壊を受けている。プランは不明であるが、西側の上端で一辺3.0m、確認面から床面までの深さは25cmである。調査範囲内ではカマド、貯蔵穴、壁溝は検出されなかった。また、柱穴も確認できなかった。

覆土は黒褐色土ないし暗褐色土であり、各層においてロームブロックの含有量に差がある。立上がり付近の床面直上にはぶい褐色土が堆積する。床は黒褐色土、ロームブロック、灰褐色粘質土ブロックを混合したものを充填しており硬く締まっている。一部はローム面を床面として直接利用している。床面下には不整形の土壇状の掘り込みが存在している。遺物は上層の覆土から土師器の小片が若干量出土したのみで、本住居跡に伴うものは皆無である。所属時期についても不明である。

1号住居址は貼床の存在、覆土の堆積状況から住居跡として扱ったが、柱穴の存在が判然としない点、遺物がまったく認められない点から、機能についてはなお検討の余地を残している。

2号住居跡

調査区の南東に位置し完掘した。南東コーナーの壁の上端は1・2号土壇に、南西コーナー付近の壁の一部は攪乱によりそれぞれ破壊を受けている。プランは隅丸正方形を呈し、上端で一辺4.18m、確認面から床面までの深さは45cmを測る。貯蔵穴、柱穴が存在するが、カマド、壁溝は検出されなかった。

貯蔵穴は南東コーナーに検出した。東西に長い楕円形で55×77cm、深さ60cmを測る。柱穴は4箇所を確認された。径25～33cm、深さ30～35cmで掘り方は明瞭である。間隔は中心間で2.0～2.1mである。

覆土は黒褐色土ないし暗褐色土であり、各層ともロームブロック、黒色土ブロックの含有量に差がある。明瞭な貼床を持たず、ロームを直接床面としている。床面はロームを凸レンズ状に削り出しており、中央が高く壁に向かって緩やかな傾斜を見せている。最大比高差は約8cmである。

遺物は覆土上層中に土師器の小片が若干量見られたほか、北東隅付近の壁に密着して完形の坏、甕

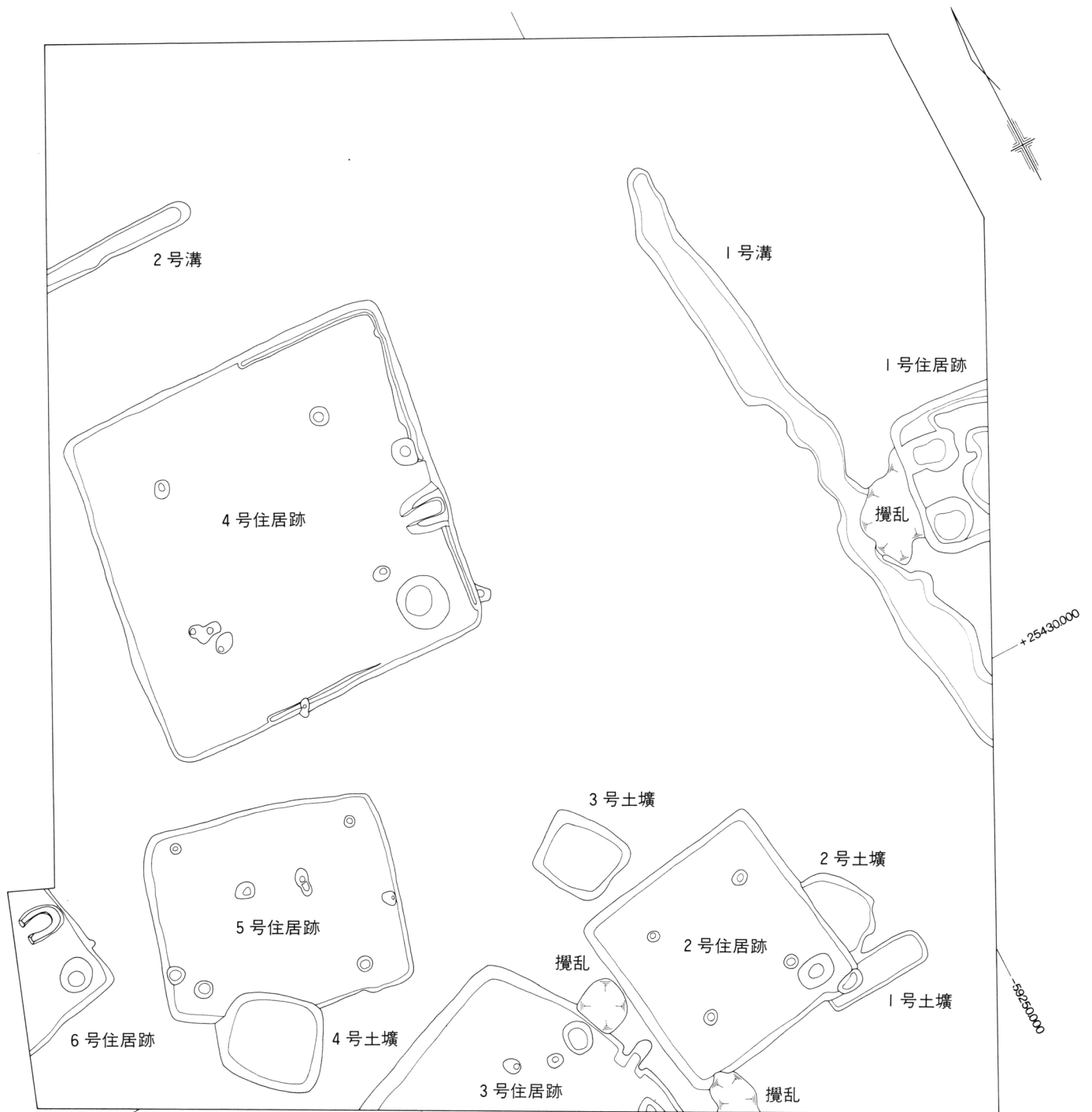


図1 調査区全測図



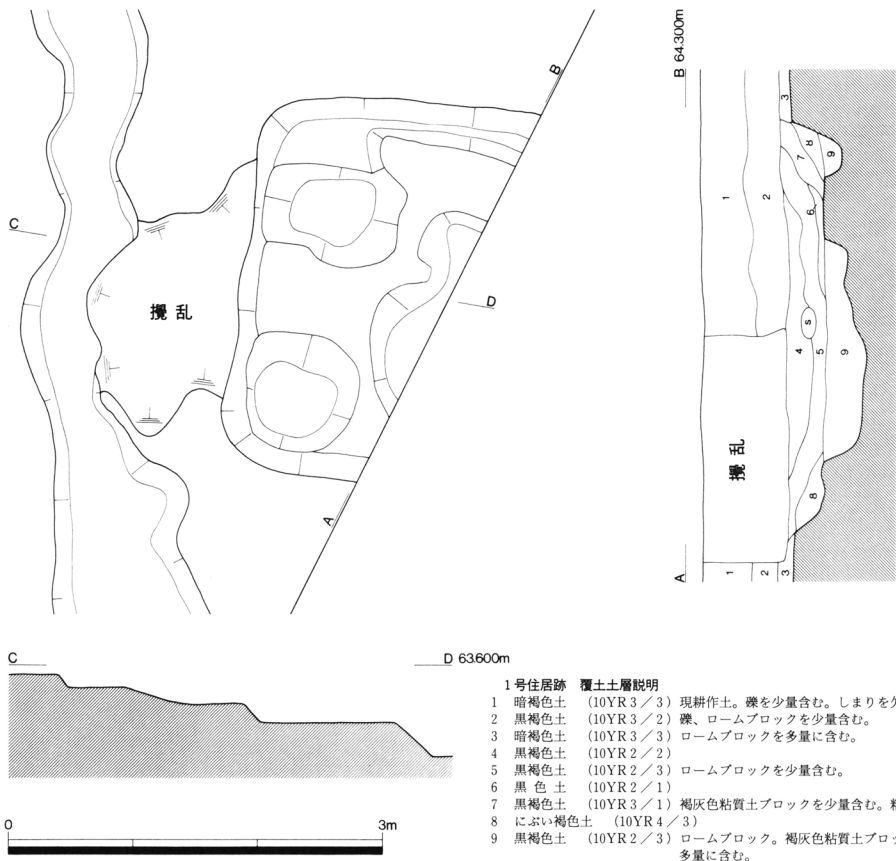


図2 1号住居跡

がそれぞれ1点ずつ出土した。レベルは床面から20cm余り浮いた位置にあり、住居の埋没過程で混入したものと考えられる。坏、甕ともに鬼高期の所産であり、2号住居跡の所属も当該時期に求められる。

3号住居跡

調査区の南端にかかる位置にあり、北側約2/5程度を検出した。昭和60年度に南大通り線建設に伴う調査により検出した南大通り線内第9B号住居跡と同一の遺構である。プランは隅丸方形を呈し、上端で一辺5.2mを測る。確認面から床面までの深さは45cmを測る。一部の壁の上端は攪乱により一部が破壊されている。カマド、貯蔵穴、柱穴が存在する。壁溝は検出されなかった。

カマドは東壁の中央南寄りに検出した。本体はロームを削り出して造られ、煙道部を含めて現存で長さ75cm、幅70cm、高さ30cmを測る。カマドの底は床面と一連である。覆土にはロームブロックのほか炭化物ブロック、焼土ブロックを多量に含む。貯蔵穴はカマドの南側に一部を検出したが、規模については不明である。柱穴は1箇所を確認した。径40×30cm、深さ36cmで掘り方は明瞭である。その

他性格不明のピットが存在する。

覆土は黒色土、黒褐色土ないし鈍い黄褐色土であり、各層ともロームブロック、黒色土ブロックの含有量に差がある。床は黒褐色土に褐灰色粘質土ブロックを混合したものを10～14cm厚さで全面に充填し、硬く締まっている。床面下の掘り方は平坦で床下土壌などの施設は認められない。

遺物は北側のコーナーの床面に編物石と思われる長さ15～20cm、幅5cm前後の礫が13個まとまって検出された。土器は上層の覆土から土師器の小片が若干量出土したのみで、明らかに本住居跡に伴うものは見られない。ただし、昭和60年度調査の南大通り線内遺跡第9 B号住居跡からは床面に近いレベルで鬼高期の坏、鉢、甕が出土しており、所属時期を知ることができる。

4号住居跡

調査区の中央西よりに位置し完掘した。プランは隅丸の平行四辺形を呈し、上端で一辺7mを測る大型住居である。確認面から床面までの深さは40～50cmを測る。カマド、貯蔵穴、柱穴、壁溝が存在する。

カマドは東壁の中央南よりに検出した。現存で長さ98cm、幅96cm、高さ25cmを測る。本体は黒褐色土にロームブロック、褐灰色粘質土ブロックを少量混合したものを積み上げて形成している。カマド底面のレベルは床面と同一である。覆土にはロームブロックのほか炭化物ブロック、焼土ブロックを多量に含む。また焚口には2個の甕が立位で左右に並べられていた。貯蔵穴は南東コーナーに検出した。ほぼ正円で径90.5×100.75cm、深さ109cmを測る。柱穴は4箇所を確認した。径40～30cm、深さ41～31cmで掘り方は明瞭である。壁溝は全周せず東壁から北壁にかけてと南壁の一部にのみ認められる。幅10～20cm、深さ6～10cmを測る。

覆土は黒色土、黒褐色土ないしにぶい褐色土であり、各層とも礫、ロームブロックの含有量に差がある。明瞭な貼床を持たず、ロームを直接床面としている。床面は南側が高く北へ向かって緩やかに傾斜している。

遺物は第2層、第3層から坏、高坏、壺、甕、甑など多量の土師器が出土した。遺存状態が完形に近いものも多く、埋没過程の一時期に土器捨て場として機能していたと考えられる。4号住居跡に確実に伴う遺物としては、カマド、貯蔵穴及び周辺の床面から坏5、高坏2、甕5、甑1が出土している。所属時期は鬼高期である。

5号住居跡

調査区の南西よりに位置し完掘した。プランは隅丸長方形を呈し、上端で4.2×4.95mを測る。確認面から床面までに深さは15cmと他の住居跡と比較して極端に浅い。南側の壁及び床の一部は4号土壌により破壊を受けている。柱穴は存在するもののカマド、貯蔵穴、壁溝は検出されなかった。

柱穴は通常の住居跡に比較してコーナーに近い位置にあって、径20～40cm、深さ16～20cmやや規模が小さく掘込みも浅い。その他、性格不明のピットが5箇所存在する。覆土は黒色土、黒褐色土ないし暗褐色土である。床は黒褐色土にロームブロック、褐灰色土ブロックを混合したものを、5cm前後の厚さで全面に充填し、硬く締まっている。床下の掘り方は平坦で床下土壌などの施設は認められな

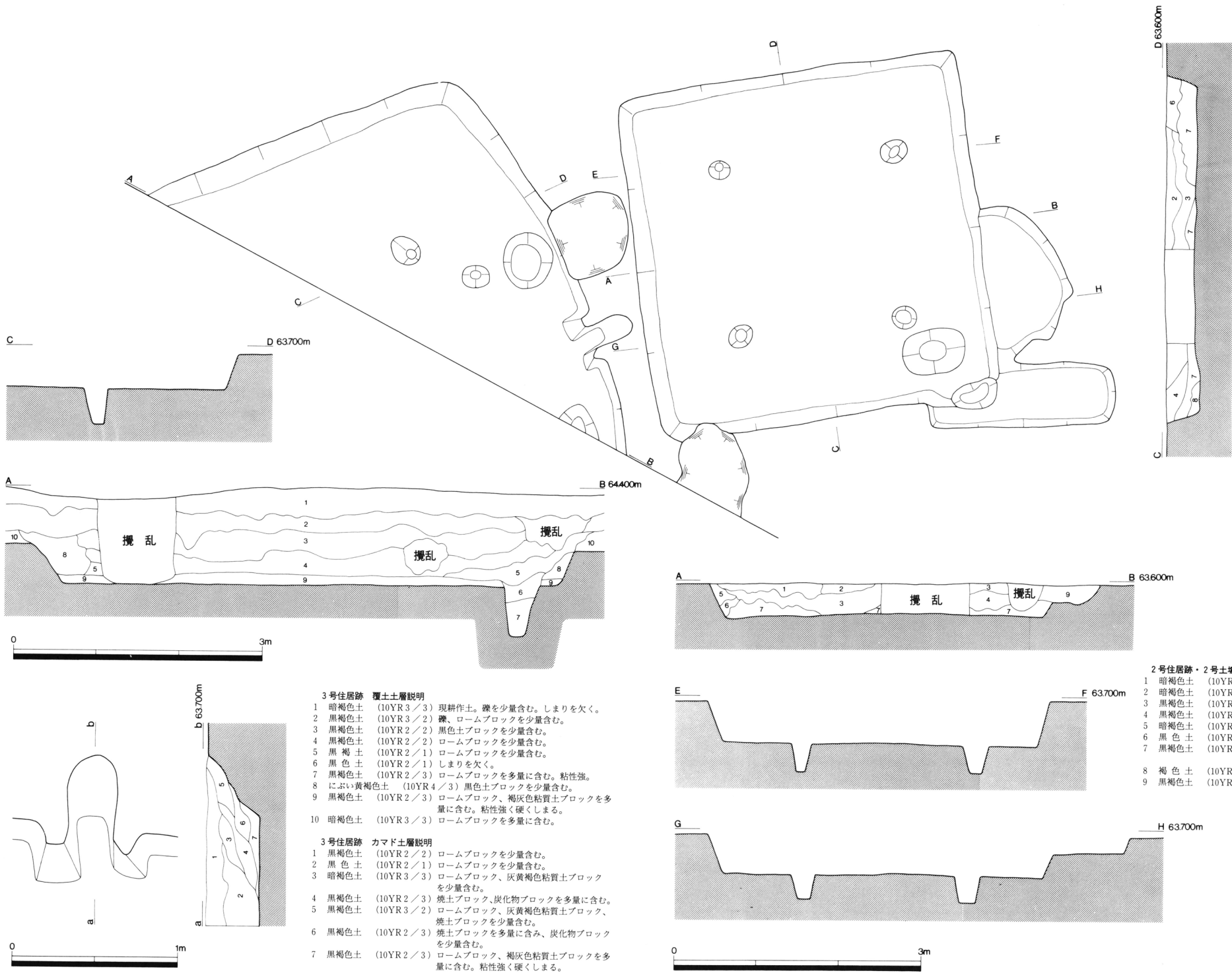


図3 2・3号住居跡、1・2号土壇

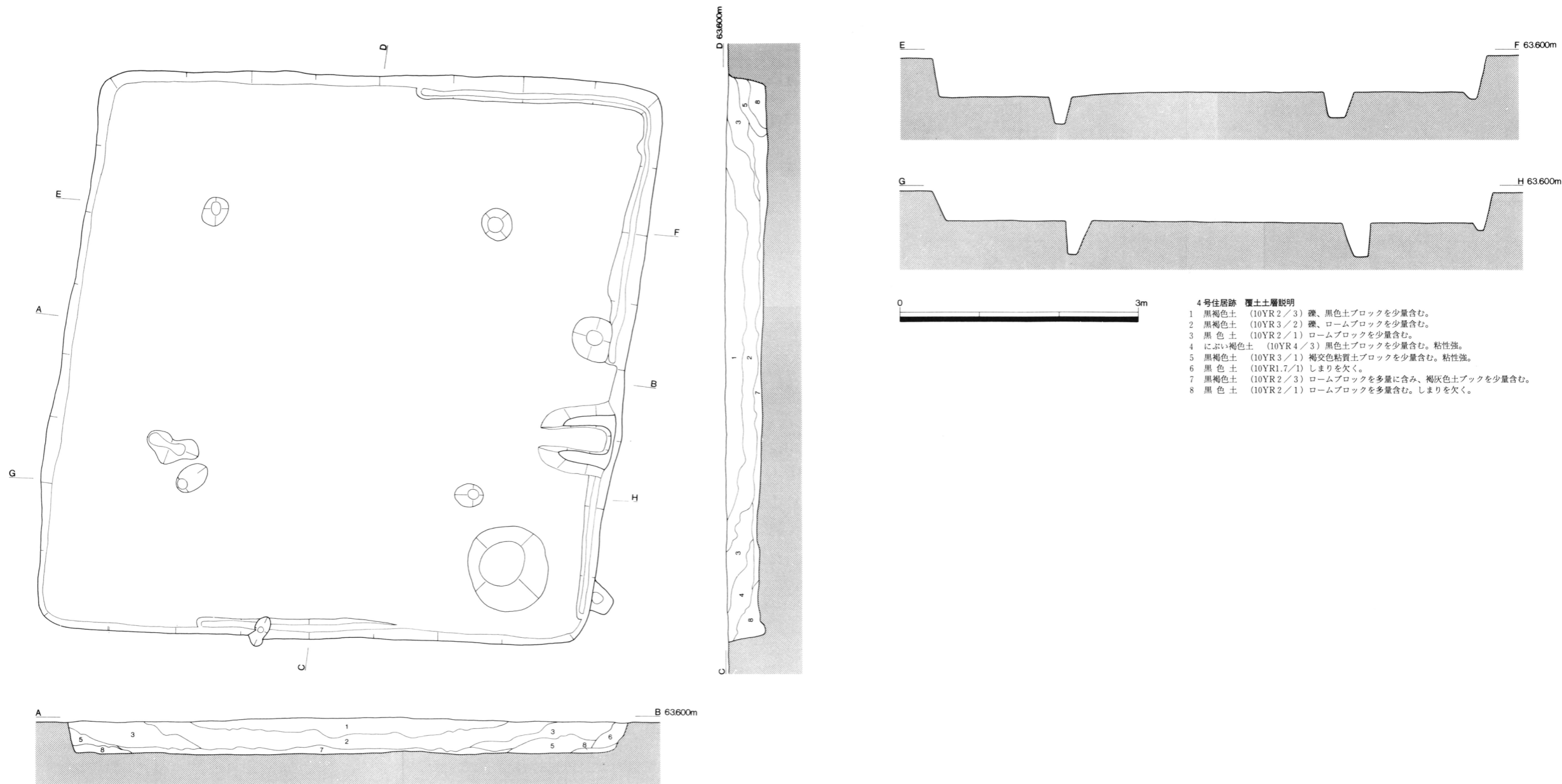
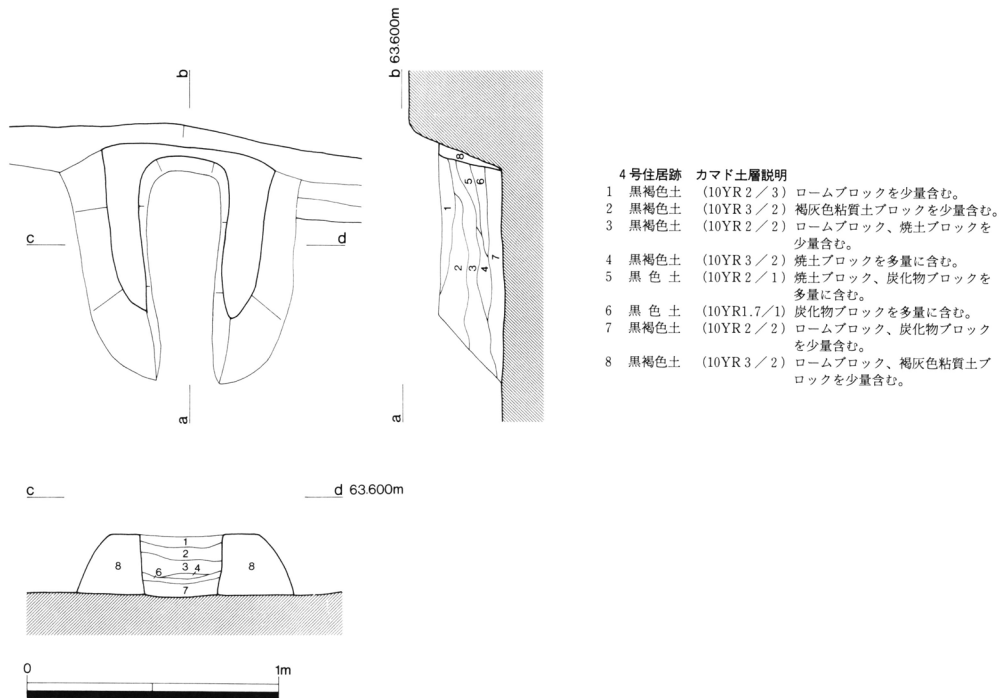


図4 4号住居跡



- 4号住居跡 カマド土層説明
- 1 黒褐色土 (10YR 2 / 3) ロームブロックを少量含む。
 - 2 黒褐色土 (10YR 3 / 2) 褐灰色粘質土ブロックを少量含む。
 - 3 黒褐色土 (10YR 2 / 2) ロームブロック、焼土ブロックを少量含む。
 - 4 黒褐色土 (10YR 3 / 2) 焼土ブロックを多量に含む。
 - 5 黒色土 (10YR 2 / 1) 焼土ブロック、炭化物ブロックを多量に含む。
 - 6 黒色土 (10YR 1.7 / 1) 炭化物ブロックを多量に含む。
 - 7 黒褐色土 (10YR 2 / 2) ロームブロック、炭化物ブロックを少量含む。
 - 8 黒褐色土 (10YR 3 / 2) ロームブロック、褐灰色粘質土ブロックを少量含む。

図5 4号住居跡カマド

い。

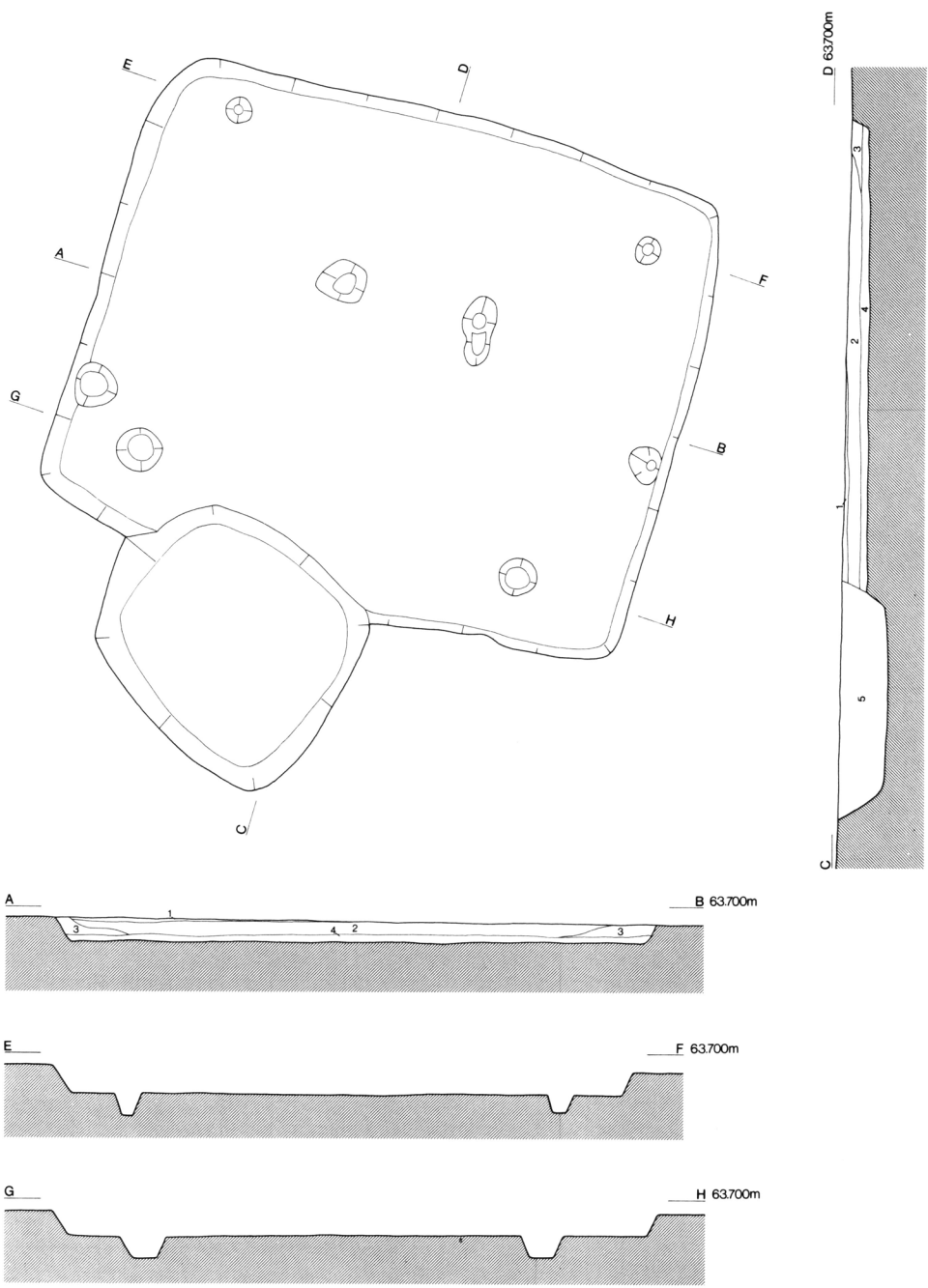
遺物は覆土、貼床を問わず全く検出されなかった。

5号住居跡は長方形プランである点、掘込みの極端に浅い点、カマド、貯蔵穴が存在しない点、柱穴が各コーナーに寄っている点、遺物が全く検出されない点に特徴がある。煮沸貯蔵機能の遺構が見られず、遺物も存在しないことから、通常の生活遺構とは考えにくい。所属時期は不明である。

6号住居跡

調査区の南西端にかかる位置にあり、北側約1/5程度を検出した。大半は調査区外にあるためプランは不明である。確認面から床面までの深さは35cmを測る。カマド、貯蔵穴が存在するが調査範囲内では柱穴、壁溝は認められなかった。

カマドは東壁よりに検出した。遺存状態は不良で基底部がかろうじて依存していた。長さ82cm、幅65cm、高さ17cmを測る。本体は暗褐色土ないし黒褐色土にロームブロック、灰褐色粘質土ブロックを混合したものを積み上げて形成している。カマドの底は床面と一連である。覆土には焼土ブロック、炭化物ブロックを多量に含む。カマドの背後と壁の間には隙間があり、この部分に存在する第7層はカマド燃焼部側の土層とは明らかに異なる。カマドの壁最奥部と住居の壁との距離は25cm余りである。貯蔵穴は東南コーナーに検出した。ほぼ正円で径72×65cm、深さ50cmを測る。床は明瞭な貼床を持たずロームを直接床面としている。床面は平坦である。



- 5号住居跡・4号土壇 覆土土層説明
- 1 黒色土 (10YR 2/1)
 - 2 黒褐色土 (10YR 2/2) ロームブロックを少量含む。
 - 3 暗褐色土 (10YR 3/3)
 - 4 黒褐色土 (10YR 2/3) ロームブロック、褐灰色土ブロックを少量含む。
 - 5 黒褐色土 (10YR 2/3) ロームブロックを多量に含み、洗土ブロックを少量含む。
第4号土壇覆土。

図6 5号住居跡、4号土壇

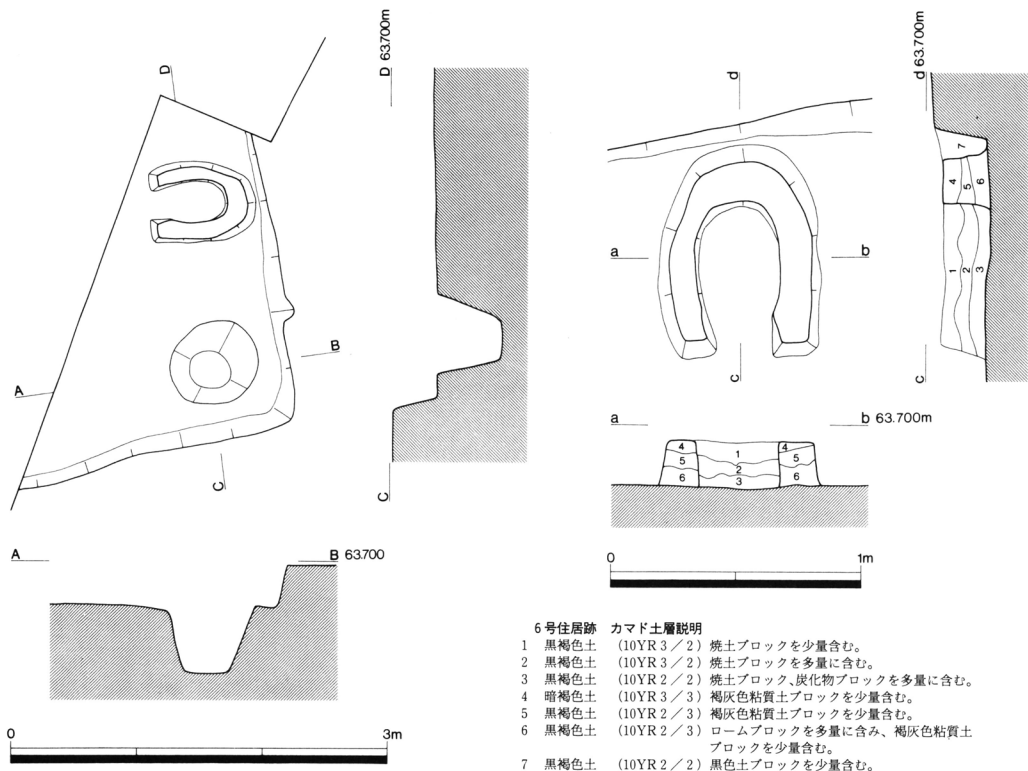


図7 6号住居跡

遺物はカマドにかかる位置に甕1、カマド内に坏1と逆位の高坏1、カマドと貯蔵穴の中間の床面に坏1、高坏1、壺1、甕2、甗2、貯蔵穴上層に甕1が検出された。完形品を多く含む本住居跡に伴うものと思われる。鬼高期に属する。

(3) 溝

1号溝

発掘区東壁から確認面の傾斜に沿ってほぼ北方向に延びる。最大幅1.5m、確認延長13.2mで、溝底は南で高く、北で低い。最大比高差は20mを測る。覆土は黒褐色土でロームブロック、黒色土ブロックを含む。

2号溝

発掘区西壁からほぼ東方向に延びる。最大幅50cm、確認された長さ3.3mで溝底の比高差は測れない。覆土は黒褐色土でロームブロック、黒色土ブロックを含む。

(4) 土壌

1号土壌

2号住居跡の南東コーナーに検出された。隅丸長方形を呈し、上端で228×75cm、深さ約30cmを測る。底面はほぼ平坦である。覆土は黒色土でロームブロック、白色パミスを少量含み締まりに欠ける。遺物は皆無である。2号住居跡の立上りと覆土を切って掘込まれ、両者の新旧関係は明らかである。

2号土壌

2号住居跡の東壁に重複して検出された。不整形円形を呈し、長径で180cm、深さ20cmを測る。底面はほぼ平坦である。覆土は黒色土でロームブロック、白色粘質土ブロック、白色パミスを少量含み締まりに欠ける。遺物は皆無である。2号住居跡の立上りと覆土を切って掘込まれ、両者の新旧関係は明らかである。

3号土壌

2号住居跡の北側に検出された。隅丸方形を呈し、上端で157×150cm、深さ21cmを測る。底面はほぼ平坦である。覆土は黒色土でロームブロック、白色パミスを含む。遺物は皆無であり、所属時期も不明である。

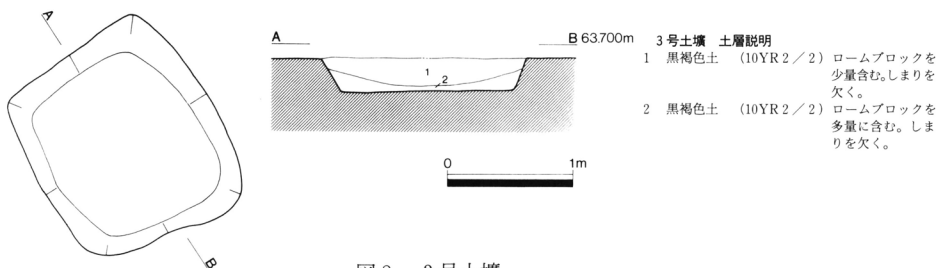


図8 3号土壌

4号土壌

5号住居跡の南壁に重複して検出された。不整形方形を呈し、上端で220×187cm、深さ33cmを測る。底面はほぼ平坦である。覆土は黒色土でロームブロック、白色パミスを含む。遺物は皆無である。5号住居跡の立上がりりと覆土を切った掘込まれ、両者の新旧関係は明らかである。

(5) まとめ

今回の調査で確認した6基の住居跡のうち時期の判明する4基はいずれも鬼高期に属するものであった。このうち4号及び6号住居跡ではカマド、貯蔵穴、床面からまとまった遺物が検出された。坏は典型的な模倣坏が主体を占め、高坏、甕の形態からも6世紀初頭前後の年代が与えられる。

4号住居跡は上端で一辺7mを測る大型住居で、当該期の平均的な住居の占有面積を大きく上回る。4本柱穴にカマド、貯蔵穴を備え、出土遺物にも顕著な特殊性は認められないことから、大型である点を除けば構造的、機能的に通常の住居と大きく異なることはないものと考えられる。

图 版



1 発掘作業風景



2 1号住居跡完掘状況

图版 2



1 2号住居跡、1・2号土壇完掘状況



2 3号住居跡完掘状況



1 4号住居跡床面遺物検出状況



2 4号住居跡完掘状況

图版 4



1 5号住居跡完掘状况



2 5号住居跡完掘状况



1 6号住居跡完掘状況



2 2号溝完掘状況

本庄86号遺跡発掘調査報告書

平成6年3月15日 印刷

平成6年3月25日 発行

発行 本庄市遺跡調査会
埼玉県本庄市本庄3-5-3

印刷 朝日印刷工業株式会社
群馬県前橋市元総社町67
